

「成年後見人」って  
なんだろう



## 「成年後見制度」とは……

びょうき    しょう    ものごと    はんだん    ちから    じゅうぶん  
 病気や障がいなどで、物事を判断する力が十分では  
 なくなっても、あんしん    ち いき  
 安心して地域でくらすことが  
 できるよう、「後見人」と呼ばれる人が、あなたを  
 ささ    ほうりつじょう  
 支える法律上のしくみです。

たとえば…

## こんなことはありませんか？

よく家に来てくれる人に浄水器や健康食品  
を勧められた。いいなと思って買ったけど、  
使いきれないし、こんな金額  
払えない。



福祉サービスを使いたいけど、ひとりで  
契約するのは不安。  
自分に合ったサービスなのかも  
よく分からないし……



お金のやりくりって難しい。  
いつの間にかお金がなくて、  
ごはんが買えない日もある。  
どうしたらいいんだろう。



## 後見人があなたの支援をします

その契約が、あなたにとって必要なものか、  
そうでないか。あなたと一緒に後見人も考えます。  
あなたにとって必要のない契約であれば、  
あとから取り消すこともできます。

あなたと一緒に説明を聴き、内容の確認をします。  
また、あなたにとって必要なサービスが利用  
できるように、手続きをします。

あなたが安心してお財布のお金を使える  
ように、あなたの貯金を守りながら、あなたの  
くらしに必要な支払いをします。

こう けん にん し ごと  
後見人の仕事について

1 あなたの<sup>かね つか かた</sup>お金の<sup>いっしょ かんが</sup>使い方を、あなたと一緒に考えます

あなたが、生活<sup>せいかつ</sup>に必要な<sup>ひつよう</sup>お金<sup>かね</sup>に困<sup>こま</sup>らないよう、  
ひと<sup>つき</sup>月<sup>かね</sup>のお金<sup>つか</sup>の<sup>かた</sup>使い方を、あなた<sup>いっしょ</sup>と一緒に<sup>かんが</sup>考  
えます。



2 あなたの<sup>ひつよう</sup>暮らしに必要な<sup>て つづ</sup>手続き<sup>おこな</sup>などを行います

あなたらしい<sup>ひつ よう</sup>暮らしのために必要な<sup>いっしょ</sup>サービス<sup>えら</sup>をあなたと一緒に<sup>り よう</sup>選<sup>て つづ</sup>びます。  
そして、利用<sup>り よう</sup>するための<sup>て つづ</sup>手続き<sup>おこな</sup>などを行います。



3 後見人の仕事は、家庭裁判所<sup>か てい さい ばん しょ</sup>が監督<sup>かん とく</sup>をしています

後見人<sup>こう けん にん</sup>としての<sup>し ごと</sup>仕事<sup>かね</sup>や、あなたのお金<sup>かね</sup>が  
守<sup>まも</sup>られていることなどは、家庭裁判所<sup>か てい さい ばん しょ</sup>が  
確<sup>かく</sup>認<sup>にん</sup>をしています。



あなたがどのように<sup>き</sup>くらしたいかを  
聴かせてください。

安心<sup>あんしん</sup>して<sup>し</sup>くらし<sup>えん</sup>していくために、  
支援者<sup>し えん しゃ</sup>の方<sup>かた</sup>と一緒に<sup>いっしょ</sup>  
あなた<sup>せい</sup>の生活<sup>かつ</sup>を支<sup>ささ</sup>えます。



# り よう どうすれば利用できる？

Q

こう けん にん

後見人をつけるには？

か てい さい ばん しょ もう した ひつ よう もう した  
家庭裁判所への「申立て」が必要になります。申立ては、  
あな た か、あな た の ご 家 族（配 偶 者 ・ 4 親 等 内 の 親 族）が  
お こ な む ず か ば あ い し ち ょ う そ ん ち ょ う  
行います。ただし、それが難しい場合には市町村長による  
もう した か の う  
申立てが可能です。

Q

こう けん にん

ひと

後見人はどんな人になるの？

か てい さい ばん しょ か そく せん もん しょく べん ご し し ほ う しょ し  
家庭裁判所がご家族や専門職（弁 護 士 ・ 司 法 書 士 ・  
しゃ かい ふく し し ひ と え ら こう ほ しゃ  
社会福祉士など）から、ふさわしい人を選びます。「候補者」  
じ ぶん こう けん にん か た か てい さい ばん しょ  
として、自分の後見人になってほしい方を家庭裁判所に  
つ た  
伝えることもできます。こう ほ しゃ ち が か た え ら  
※候補者とは違う方が選ばれることもあります。

Q

かね

お金はかかるの？

こう けん にん き  
○後見人が決まるまで  
て つ づ いん し だい きつ て だい しん だん しょ じゅう みる ひょう しゅ とく ひ よう  
手続きには、印紙代・切手代、診断書・住民票などを取得する費用  
ひつ よう まん えん てい ど か てい さい ばん しょ かん てい ひつ よう  
が必要です。（1～2万円程度）また、家庭裁判所より鑑定が必要  
い ば あ い べつ と かん てい りょう ひつ よう まん えん ぜん ご  
と言われた場合、別途鑑定料が必要となります（10万円前後）。  
こう けん にん  
○後見人がついてから  
こう けん にん ほう しゅう ひつ よう きん がく か てい さい ばん しょ  
後見人への報酬などが必要になります。金額は家庭裁判所が  
き  
決めます。

# か ぞく し えん し ゃ かた ご家族や支援者の方へ

せいねんこうけんせい ど

## ●成年後見制度とは

せいねんこうけんせい ど にん ち しょう ち てきしょう せいしんしょう はんだんのうりよく じゅうぶん かた けん  
成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の権  
り まも し えん ほうてき せい ど  
利を守り、支援をするための法的な制度です。

すで はんだんのうりよく ふじゅうぶん かた り よう ほうていこうけん はんだんのうりよく てい か そな  
既に判断能力が不十分な方が利用する「法定後見」と、判断能力が低下したときに備えて、あ  
けいやく にん い こうけん しゅるい  
らかじめ契約をしておく「任意後見」の2つの種類があります。

ほうていこうけん ほんにん はんだんのうりよく てい ど るいけい こうけん ほ さ ほ じょ わ  
法定後見は本人の判断能力の程度によって、3つの類型（後見・保佐・補助）に分かれています。  
るいけい おう せいねんこうけん にん ほ さ にん ほ じょ にん せん にん ほんにん い し せんちょう ざいさん かん り  
類型に応じて、成年後見人・保佐人・補助人が選任され、本人の意思を尊重しながら、財産管理  
しんじょうかん こ おこな  
や身上監護を行います。

こうけん にん おも し ごと

## ●後見人の主な仕事

### ざいさん かん り ○財産管理

つうちょう ほ かん しゅうし かん り きんゆう き かん とりひき  
通帳などの保管・収支の管理・金融機関との取引  
ねんきん じゅうよう ひつよう て つづ  
年金の受領や、そのために必要な手続き

### しんじょうかん こ せい かつ りょうよう かん こ かん ○身上監護（生活や療養看護に關すること）

にちじょうせい かつ み まも ほんにん きょしよ かん  
日常生活の見守り・本人の居所に關すること  
かい こ けいやく かん  
介護などの契約に關すること

ほ さ ほ じょるいけい ばあい ふ よ どう い けん だい り けん じょうき こう い おこな  
※保佐・補助類型の場合、付与されている同意権、代理権によっては、上記の行為であっても行  
ばあい どう い けん だい り けん ふ よ ほんにん どう い ひつよう  
えない場合があります。同意権・代理権の付与には本人の同意が必要です。

### こうけん にん し ごと いちれい <後見人の仕事ではないこと（一例）>

み もと ほしようにん れんたい ほしようにん しゅじゅつ い りょうこう い どう い  
身元保証人や連帯保証人になること・手術などの医療行為への同意  
ほんにん かい こ にちじょう かいもの そう じ じ じつこう い そう ぎ も しゅ  
本人の介護や、日常の買物、掃除などの事実行為・葬儀の喪主になること

もうした

## ●申立てにあたって

せい ど り よう ほんにん く かんかつ か ていさいばんしよ もうした おこな ひつよう  
○制度の利用には、本人が暮らしているところを管轄する家庭裁判所に申立てを行う必要があります。  
もうした ひ よう げんそく もうしたてにん ふ たん  
申立てにかかる費用は、原則として申立人の負担となります。

こうけん にん か ていさいばんしよ そうごうてき はんだん せん にん かなら もうした せん にん  
○後見人は、家庭裁判所が総合的に判断して選任します。必ずしも申立てどおりに選任されるとは  
かぎ こう ほ しゃ こと かた せん にん り りょう とり さ ふ ふくもうした  
限りません。また、候補者と異なる方が選任されることを理由に、取下げや、不服申立てをするこ  
とはできません。

こうけん にん しよく む ほんにん はんだんのうりよく かいふく ほんにん な つづ てい き よ きん かいやく  
○後見人の職務は、本人の判断能力が回復するか、本人が亡くなるまで続きます。定期預金の解約や、  
し せつ にゅうしよ もうした じ もくてき たっせい お  
施設への入所など、申立て時の目的が達成されれば終わる、というものではありません。

せいねんこうけん にん ほ さ にん せん にん こと ほんにん こっ か し かく そうしつ かいしゃ やくいん こう む いん  
○成年後見人や保佐人が選任される事で、本人の国家資格が喪失する、会社の役員や公務員になれ  
いってい せい げん ばっせい ほ じょるいけい せい げん  
ないなど、一定の制限が発生することがあります。補助類型については、これらの制限はありません。

おおさかし

大阪市

けんり ようご し えん ちいきれんけい

権利擁護支援の地域連携ネットワーク協議会

きょうぎかい

おおさか し ふくしきょく ちいき ふくし か そうだん し えん

大阪市福祉局地域福祉課相談支援グループ

TEL:06-6208-7974

おおさか し せいねんこうけん し えん

大阪市成年後見支援センター

TEL:06-4392-8282



せいど

くわ

し

制度について詳しく知りたいときは…

そうだん

まで、ご相談ください

へいせい ねん がつはっこう

<平成31年2月発行>